

小矢部市分別収集計画

(十訂版)

令和4年6月

小矢部市生活環境課

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造と地球環境の保全のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、自然と調和した循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

近年、統計的・数値的にごみの排出量は概ね増加傾向にあり、さらなるごみ減量化施策の推進が求められていると考えられる。一方、資源化率は、平成15年度を境に漸減傾向にあり、分別収集や集団回収による資源ごみの回収を強化する必要がある。

このような状況の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づき、本市の実状を踏まえながら、容器包装廃棄物の分別収集と減量化の方策を明確にし、最終処分量の削減を図るために、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進し、資源循環型社会の形成を図るとともに、引いては最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会を構築する。
- (2) 市民意識の高揚を図り、環境負荷の低減に努める。
(グリーン購入の促進、ワンウェイ容器からリターナブル容器の利用促進)
- (3) 市民、事業者そして市が一体となった排出抑制と資源化を促進する。
- (4) 収集、運搬及び選別処理の経済的かつ効率的な処理体制を構築する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(t / 年)

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
容器包装廃棄物	1,952 t	1,900 t	1,904 t	1,838 t	1,830 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。実施するにあたっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携強化を図る。分別収集の実施にあたっては、市民の協力が一層得られるよう自治会、市民団体などの活動支援を行い、更に市と環境保健衛生協議会との協働によるリサイクル活動の推進を図るとともに、資源循環型社会づくりに向けた啓発活動を展開する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

- 学校や地域の場における副読本等を活用した環境教育の推進や、PTA・婦人会による資源回収運動を支援し、リサイクル活動の一層の促進を図る。
- 環境教育の一環として、学校周辺、地域などの身近な環境調査活動を実施するとともに、地域の団体や校外学習の場としてごみ処理施設、リサイクル施設の見学会、ごみ処理についての情報を提供し、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果など、マスメディア等の活用などにより広く啓発する。

(2) ごみ等の排出量削減に向けた市民の自発的活動の展開

- マイバッグ持参運動を推進するとともに、市民一人ひとりのリサイクル意識の高揚を図り、市民による自発的なごみ減量化への取り組みを促進する。
- 不用品活用斡旋事業を推進し、市民間における不用品、遊休品交換を促進する。

(3) 資源循環型社会の構築

- 自治会、環境保健衛生協議会などの協力を得て、資源化・減量化の推進体制の強化を図る。
- リサイクルの基幹的施設となる環境センターの維持管理を行う。
- 使い捨て容器からリターナブル容器の普及に努め、再生資源を原材料とした商品のPRと積極的な利用（グリーン購入）、販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表の右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミニウム製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他の色のガラス製容器	青・緑色のガラスびん
黒色のガラスびん		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装（飲料用紙パック、段ボールを除く。）		紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外のもの		ペットボトル以外のその他のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器		6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
アルミ製容器		14 t		14 t		14 t		14 t		13 t	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		49 t		48 t		48 t		47 t		47 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0 t	49 t	0 t	48 t	0 t	48 t	0 t	47 t	0 t	47 t
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		52 t		51 t		51 t		50 t		50 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0 t	52 t	0 t	51 t	0 t	51 t	0 t	50 t	0 t	50 t
その他の色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		21 t		21 t		21 t		20 t		20 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		21 t	0 t	21 t	0 t	21 t	0 t	20 t	0 t	20 t	0 t
飲料用紙製容器		6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
段ボール		10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
その他の紙製容器包装		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		43 t		42 t		42 t		42 t		41 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		43 t	0 t	42 t	0 t	42 t	0 t	42 t	0 t	41 t	0 t
ペットボトル		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		32 t		31 t		31 t		31 t		31 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		32 t	0 t	31 t	0 t	31 t	0 t	31 t	0 t	31 t	0 t
その他のプラ製容器包装		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		142 t		141 t		140 t		138 t		137 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		142 t	0 t	141 t	0 t	140 t	0 t	138 t	0 t	137 t	0 t
うち白色トレイ		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

注：白色トレイは、スーパー店頭回収のみ。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、特定分別基準適合物等ごとの分別収集計画量と分別収集実績量との乖離を極力、少なくすることを勘案し、直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定する方法を用いた。

$$[\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}] = [A] \times [B]$$

ここで、

[A]：直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績

直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績は、直近となる平成30年度の値を用いた。

[B]：人口変動率

人口変動率は、過去の推移や今後予想される人口動態等を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
28,561人 (対3年度比)	28,328人 (対3年度比)	28,098人 (対3年度比)	27,869人 (対3年度比)	27,642人 (対3年度比)
99.2%	98.4%	97.6%	96.8%	96.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

- (1) 分別収集は、現行の収集体制を堅持し、ごみの排出段階での分別を進め、自治会ごとのステーション方式により実施する。
- (2) 容器包装とは異なるが、新聞、雑誌類の資源回収に取り組む市民団体（自治会・PTA等）については、引き続き報奨金を交付するなど、リサイクル活動の支援とごみの減量化、資源化の啓発を進める。
- (3) 回収のコスト削減のため、回収場所の再編成（回収車の効率的な運行に資するもの）に対して、ステーションの改修、新設に係る財政支援を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集方式 収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市(民間委託)による 定期回収 (ステーション方式)	選別：市(委託) 保管：市
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色のガラスびん		選別：市(委託) 保管：市
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		
	その他の色のガラス製容器	青・緑色のガラスびん		
		黒色のガラスびん		
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	選別：市(委託) 保管：市(委託)	
	段ボール	段ボール	選別：市(委託) 保管：市(委託)	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	選別：市(委託) 保管：市(委託)	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市(民間委託)による 定期回収 (ステーション方式)	選別：市(委託) 保管：市(委託)
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、金属缶、ガラスびんについては、分別収集された容器類を本市環境センター内のストックヤードで、圧縮、一時保管している。また、ペットボトル、その他プラスチック製、紙製の容器包装については、圧縮減容、一時保管を民間業者へ委託している。

容器包装廃棄物の種類	収集容器	収集機材
金属缶類	プラスチックコンテナ	収集業務は民間業者へ委託。 収集機材は受託業者保有のトラック、パッカー車両による。
びん類	プラスチックコンテナ	
紙パック	プラスチックコンテナ	
段ボール	紙ひも	
その他紙製容器包装	紙ひも、紙袋等	
ペットボトル	ナイロンネット袋	
その他プラスチック容器	市指定の透明袋	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 分別収集体制づくり

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市及び各地区環境保健衛生協議会の協力のもと、ごみの減量・分別の推進体制を強化していく。

(2) 市民活動の支援等

自治会、PTA等の市民団体による集団回収に対し、奨励金の交付制度の継続や、資源化優良団体への表彰制度による報奨を通じ、分別化の意識高揚を図る。

(3) 分別収集の効率化

容器包装廃棄物の直接受け入れ体制を拡充するとともに、分別収集ステーションの集約や見直し等の収集の効率化を図る。

(4) 市民啓発の充実

ごみの減量化、資源化を促進するため、広報等により分別の徹底を周知し、きめ細かな啓発活動を展開する。